

第 26 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	令和 4 年 9 月 2 日
2、招集場所	御嵩町役場 2 階 第 1 委員会室
3、開会	午前 9 時 00 分
4、会議に付された件名	<p>議第 88 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について</p> <p>議第 89 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について</p>
5、事務局	<p>事務局長 渡 邊 一 直</p> <p>事務局次長 佐 橋 良 太</p> <p>書 記 長 瀬 弘 樹</p>
6、会議録署名者	3 番 鍵谷 正 委員、5 番 奥村 俊雄 委員
7、欠席委員	13 番 石渡 和美 委員
議 長	<p>ただいまの出席委員は、農業委員 13 名、農地利用最適化推進委員 4 名で定足数に達していますので、これより第 26 回御嵩町農業委員会を開会します。</p> <p>本日 13 番 石渡 和美 委員から欠席の届がでておりますので、報告いたします。</p> <p>会議録署名者に、3 番 鍵谷 正 委員、5 番 奥村 俊雄 委員を指名します。</p> <p>それでは、議第 88 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p>
事務局	<p>2 ページをご覧ください。議第 88 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について。</p> <p>別表のとおり農地法第 5 条第 1 項の規定により申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。3 ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>別添資料は 1 ページから 15 ページまでをご覧ください。以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。</p> <p>1 号事案について、5 番 奥村 俊雄 委員 説明願います。</p>

<p>5 番 奥村委員</p>	<p>5 番奥村です。1 号事案の説明をします。 事務局から朗読があった点については省略します。 資料の 5 - 1 をご覧ください。 申請地の場所は、御嵩町立上之郷保育園から北へ 130m 程のところ です。転用の目的は次のとおりです。譲渡人は相続により申請 地を取得しましたが、遠方に居住しており農地として維持管理す ることが困難であり、譲受人は来客用駐車場(3 台分)として申請 地を利用したく申請するものです。 利用期間は、許可日から永久。現況のまま駐車場用地とするた め、新たな工事や資金が発生する予定はありません。 申請地の東側は畑、西側は宅地、南側は道路、北側は水路で す。東側畑との境界は既設の石垣があり、畑のほうが高位に存す るため影響をおよぼすことはありません。 万一転用に伴い被害が生じた場合には、申請地の責任において 対処するとのことです。 一体利用地は、可児郡御嵩町中切字上北切〇〇〇-〇、宅地〇〇 ㎡、所有者は今回の譲受人です。 許可申請書、土地の登記記録全部事項証明書、土地台帳付属地 図、土地利用計画図、誓約書、隣地承諾書、委任状を確認しまし た。 転用によって生ずる付近の土地の概要については、8 月 1 8 日 事前説明、8 月 2 6 日現地確認により行いました。 以上から 1 号事案の申請内容に問題はないと思います。皆さんの 審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>委員からの説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。 質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、農振農用地、第 1 種農地、 第 3 種農地のいずれかにも該当しない農地であり、具体的には中 山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団 の生産性の低い農地であるため、第 2 種農地に位置付けられま す。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは採決に入ります。1 号事案について、適当と認める方 の挙手を願います。 挙手全員であります。よって、1 号事案は適当と認め進達しま す。 次に 2 号事案について、11 番 田中 宣行 委員 説明願いま す。</p>
<p>11 番 田中委員</p>	<p>11 番田中です。2 号事案の説明をいたします。</p>

	<p>事務局からの説明は、省略します。資料の5-2をご覧ください。</p> <p>事前説明を8月18日、現地確認は8月26日に行いました。</p> <p>申請地は、御嵩駅より東南に直線で約300m、フューネラルみたけを東に約150m入った場所です。</p> <p>東・西は宅地、北は可児川、南は町道に挟まれた場所です。</p> <p>転用の目的は、分譲住宅4棟の敷地です。権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細ですが、譲受人は、住環境が良好な土地を探していたところ、譲渡人から県外に居住しており、高齢となり耕作できない旨の申出があり、双方の合意ができたことから、分譲住宅として造成販売するものです。</p> <p>転用の時期及び転用の目的にかかる事業・施設の概要については、許可日から3か月以内に分譲住宅4棟と進入路の造成。</p> <p>資金調達については、全額自己資金で賄うということで、金融機関の預金通帳の写し添付されています。</p> <p>転用によって生じる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要について。</p> <p>東・西側は宅地、北側は可児川、南側は町道です。家庭雑排水は、進入路に通じ、南側道路の公共下水道に放流し、雨水については、南側に新設する道路側溝に排水する予定です。</p> <p>もし、被害等があったときは、申請人により処理・解決いたしますとのことです。</p> <p>添付書類として、県知事あて誓約書、土地利用計画図、配置図、平面図、金融機関の預金通帳の写し、履歴事項全部証明書、宅地建物取引業者免許書写し、行政書士への委任状が添付されています。皆さま方のご審議を、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>委員からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、名鉄御嵩駅から300m以内の農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>それでは採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、2号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に3号事案について、14番奥村守由委員説明願います。</p>
14番奥村委員	<p>14番奥村です。第5条3号事案の説明をさせていただきます。資料の5-3をご覧ください。</p>

	<p>申請地は主要地方道多治見白川線御嵩橋より南西に 80mほどのところ。土地の所在地は御嵩町古屋敷字北屋敷〇〇〇-〇、台帳 田、現況 田、面積は〇〇㎡です。転用の目的は資材置場です。</p> <p>権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は、譲受人は造園業を営んでおり事業で発生する選定した木、枝などを一時的に保管する場所を探しておりましたが、申請地は譲受人の自宅兼事業場から近く、利便性が高いため申請地を購入することにいたしました。譲渡人は申請地を耕作しておらず今後も耕作を行う予定がないため売却することにいたしました。</p> <p>事業の利用期間は許可の日から永年間は。契約の内容は所有権の移転、許可あり次第永年間は、売買の契約です。資金調達については自己資金で行うそうです。</p> <p>転用することによって生ずる付近の概要は、申請地の北側及び東側は用悪水路、西側は田、南側は用悪水路です。雨水は自然浸透で処理し汚水は発生しません。</p> <p>万が一周辺に被害を及ぼした場合には自己責任で解決するそうです。</p> <p>契約書、資金証明書、隣地承諾書、土地利用計画図、委任状等を確認しました。</p> <p>8月20日事前確認を行政書士の〇〇さん、申請人で行い、8月26日に現地確認を行いました。</p> <p>以上第5条3号事案の申請内容に問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
議 長	<p>委員からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局より朗読願います。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、宅地化が見込まれる地域にある、一団の規模が 10ha 未満の農地であるため、第2種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。3号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、3号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に4号事案について、3番 鍵谷 道隆 委員 説明願います。</p>
3番 鍵谷委員	<p>3番 鍵谷です。4号事案の説明をします。資料の5-4をご覧ください。</p> <p>事務局よりの説明があったこと事項は省略します。土地の所在</p>

	<p>地は、伏見宮西町地区です。伏見小学校より西に約 300mのところ です。</p> <p>権利を設定、又は移転しようとする事由は、譲渡人の妻の実家 が申請地南側にあり、申請地に主に実家を使用する倉庫を建設し ました。建設時に農地法の許可を取得しておらず今回是正のため 申請を行います。また申請地は、譲受人が使用している状況が続 いているため、譲渡人は売却することにいたしました。</p> <p>転用することによって生ずる付近の土地の概要は、申請地の北 側は譲渡人所有の畑、東側と南側は宅地、西側は公衆用道路とな っています。雨水は自然浸透で処理し汚水は発生しません。</p> <p>万一、転用に伴い被害が起きた場合は、自己責任で解決しま す。</p> <p>添付書類は土地の位置図、土地利用計画図、倉庫平面図、誓約 書、預金通帳の写し、始末書、委任状が提出されています。</p> <p>転用によって生ずる付近の概要については8月26日に現地確 認を行いました。</p> <p>以上から、4号事案の申請内容に私は問題ないと思います。皆 さんの審議をお願いします。</p>
議 長	<p>委員からの説明が終わりましたので、これより審議に入ります 。審議ありますか。</p>
	<p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第 1号に規定する用途区域が定められている農地であるため、第3 種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。4号事案について、適当と認める方は挙手願 います。</p> <p>挙手全員であります。よって、4号事案は適当と認め進達しま す。</p>
事務局	<p>次に議第89号農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴 う申請に対する許可について、を議題とします。事務局より朗読 願います。</p> <p>4ページをご覧ください。議第89号農地法第3条第1項の規 定による権利移動を伴う申請に対する許可について。</p> <p>別表のとおり農地法第3条第1項の規定により申請があったの で、委員会の許可を求めるものとする。5ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p>

議 長	<p>別添資料は16ページから22ページまでをご覧ください。以上です。</p> <p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。</p> <p>1号事案について、5番 奥村 俊男 委員 説明願います。</p>
5番 奥村委員	<p>5番 奥村です。1号事案の説明をします。</p> <p>事務局より朗読があった箇所については省略します。資料の3-1をご覧ください。</p> <p>申請地の場所は、御嵩町立上之郷保育園の北1筆と(株)平井酒造場の東2筆です。</p> <p>許可あり次第贈与により所有権移転します。土地の引き渡しは令和4年9月末日に行います。</p> <p>許可申請書、土地の登記記録全部事項証明書、土地台帳付属地図、通作図、誓約書、現耕作者の同意書、委任状を確認しました。</p> <p>移転によって生ずる付近の土地の概要については、8月18日現地確認により行いました。</p> <p>以上から1号事案の申請内容に問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
議 長	<p>続いて、山本 恵美雄 推進委員 現地の状況はどうでしたか。気になる点などありましたら説明願います。</p>
山本 推進委員	<p>山本です。8月18日に奥村委員と現地確認致しまして、問題等なにもないことを確認しております。皆さんの審議をよろしくお願い致します。以上です。</p>
議 長	<p>2人の委員から説明が終わりましたので、これより審議に入ります。審議ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって1号事案は可決しました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。ありがとうございました。</p>

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

議 長

3 番

5 番
